

事 務 連 絡
平成 28 年 10 月 31 日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省保険局医療課

「保険者番号等の設定について」の一部改正について

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局長、都道府県知事あて連絡しましたので、別添団体各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますよう協力方お願いいたします。

(別添)

公益社団法人 日本医師会 御中
公益社団法人 日本歯科医師会 御中
公益社団法人 日本薬剤師会 御中
一般社団法人 日本病院会 御中
公益社団法人 全日本病院協会 御中
公益社団法人 日本精神科病院協会 御中
一般社団法人 日本医療法人協会 御中
一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中
公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中
一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中
一般社団法人 日本私立医科大学協会 御中
一般社団法人 日本私立歯科大学協会 御中
一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中
公益社団法人 日本看護協会 御中
一般社団法人 全国訪問看護事業協会 御中
公益財団法人 日本訪問看護財団 御中
独立行政法人 国立病院機構本部 御中
国立研究開発法人 国立がん研究センター 御中
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 御中
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 御中
独立行政法人 地域医療機能推進機構本部 御中
独立行政法人 労働者健康安全機構本部 御中
健康保険組合連合会 御中
全国健康保険協会 御中
公益社団法人 国民健康保険中央会 御中
社会保険診療報酬支払基金 御中
財務省主計局給与共済課 御中
文部科学省高等教育局医学教育課 御中
文部科学省高等教育局私学行政課 御中
総務省自治行政局公務員部福利課 御中
総務省自治財政局地域企業経営企画室 御中
警察庁長官官房給与厚生課 御中
防衛省人事教育局 御中
労働基準局労災管理課 御中
労働基準局補償課 御中

保 発 1031 第 1 号
平成 28 年 10 月 31 日

地方厚生(支)局長

都道府県知事

} 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

「保険者番号等の設定について」の一部改正について

東京都に所在する健康保険組合の保険者番号については、現在、未設定の保険者別番号の数が僅少であることから、今後、新たな健康保険組合の設立等に伴い、当該健康保険組合に対する保険者番号の設定が困難な状況になることが想定される。このため、「保険者番号等の設定について」(昭和51年8月7日保発第45号・庁保発第34号)の一部を別紙のとおり改正し、今後設定可能な保険者番号を確保することとするので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び審査支払機関等に対し周知徹底を図られたい。

(別紙)

「保険者番号等の設定について」(昭和51年8月7日保険発第45号・庁保発第34号)の一部改正について

- 1 別添の「第1 保険者番号」の3を次のように改める。
 - 3 都道府県番号は、4の保険者等の所在地の都道府県ごとに別表2に定める番号とする。

なお、コードについては、都道府県ごと左に掲げるコード(例：北海道の場合「01」)から設定することとし、当該コードにおいて設定可能な保険者別番号がなくなり次第、右に掲げるコード(例：北海道の場合「51」)を設定することとする。

- 2 別表2を次のように改める。

都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード
北海道	01 又は 51	石川	17 又は 67	岡山	33 又は 83
青森	02 又は 52	福井	18 又は 68	広島	34 又は 84
岩手	03 又は 53	山梨	19 又は 69	山口	35 又は 85
宮城	04 又は 54	長野	20 又は 70	徳島	36 又は 86
秋田	05 又は 55	岐阜	21 又は 71	香川	37 又は 87
山形	06 又は 56	静岡	22 又は 72	愛媛	38 又は 88
福島	07 又は 57	愛知	23 又は 73	高知	39 又は 89
茨城	08 又は 58	三重	24 又は 74	福岡	40 又は 90
栃木	09 又は 59	滋賀	25 又は 75	佐賀	41 又は 91
群馬	10 又は 60	京都	26 又は 76	長崎	42 又は 92
埼玉	11 又は 61	大阪	27 又は 77	熊本	43 又は 93
千葉	12 又は 62	兵庫	28 又は 78	大分	44 又は 94
東京	13 又は 63	奈良	29 又は 79	宮崎	45 又は 95
神奈川	14 又は 64	和歌山	30 又は 80	鹿児島	46 又は 96
新潟	15 又は 65	鳥取	31 又は 81	沖縄	47 又は 97
富山	16 又は 66	島根	32 又は 82		

- 3 別添の「第2 公費負担者番号」の3を次のように改める。
 - 3 都道府県番号は、4の公費負担医療実施機関の所在地の都道府県ごとに、別表2に定める番号とする。

なお、コードについては、都道府県ごと左に掲げるコード(例：北海道の場合「01」)から設定することとし、当該コードにおいて設定可能な実施機関番号がなくなり次第、右に掲げるコード(例：北海道の場合「51」)を設定することとする。

「保険者番号等の設定について」(昭和51年8月7日保険発第45号・庁保発第34号)の一部改正について

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別添 保険者番号、公費負担者番号、公費負担医療の受給者番号並びに医療機関コード及び薬局コード設定要領</p> <p>第1 保険者番号 1～2 (略) 3 都道府県番号は、4の保険者等の所在地の都道府県ごとに別表2に定める番号とする。 <u>なお、コードについては、都道府県ごと左に掲げるコード(例：北海道の場合「01」)から設定することとし、当該コードにおいて設定可能な保険者別番号がなくなり次第、右に掲げるコード(例：北海道の場合「51」)を設定することとする。</u> 4～6 (略)</p> <p>第2 公費負担者番号 1～2 (略) 3 都道府県番号は、4の公費負担医療実施機関の所在地の都道府県ごとに、別表2に定める番号とする。 <u>なお、コードについては、都道府県ごと左に掲げるコード(例：北海道の場合「01」)から設定することとし、当該コードにおいて設定可能な実施機関番号がなくなり次第、右に掲げるコード(例：北海道の場合「51」)を設定することとする。</u> 4～6 (略)</p>	<p>別添 保険者番号、公費負担者番号、公費負担医療の受給者番号並びに医療機関コード及び薬局コード設定要領</p> <p>第1 保険者番号 1～2 (略) 3 都道府県番号は、4の保険者等の所在地の都道府県ごとに別表2に定める番号とする。 4～6 (略)</p> <p>第2 公費負担者番号 1～2 (略) 3 都道府県番号は、4の公費負担医療実施機関の所在地の都道府県ごとに、別表2に定める番号とする。 4～6 (略)</p>

別表2 都道府県番号表

都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード
北海道	01 <u>又は</u> <u>51</u>	石川	17 <u>又は</u> <u>67</u>	岡山	33 <u>又は</u> <u>83</u>
青森	02 <u>又は</u> <u>52</u>	福井	18 <u>又は</u> <u>68</u>	広島	34 <u>又は</u> <u>84</u>
岩手	03 <u>又は</u> <u>53</u>	山梨	19 <u>又は</u> <u>69</u>	山口	35 <u>又は</u> <u>85</u>
宮城	04 <u>又は</u> <u>54</u>	長野	20 <u>又は</u> <u>70</u>	徳島	36 <u>又は</u> <u>86</u>
秋田	05 <u>又は</u> <u>55</u>	岐阜	21 <u>又は</u> <u>71</u>	香川	37 <u>又は</u> <u>87</u>
山形	06 <u>又は</u> <u>56</u>	静岡	22 <u>又は</u> <u>72</u>	愛媛	38 <u>又は</u> <u>88</u>
福島	07 <u>又は</u> <u>57</u>	愛知	23 <u>又は</u> <u>73</u>	高知	39 <u>又は</u> <u>89</u>
茨城	08 <u>又は</u> <u>58</u>	三重	24 <u>又は</u> <u>74</u>	福岡	40 <u>又は</u> <u>90</u>
栃木	09 <u>又は</u> <u>59</u>	滋賀	25 <u>又は</u> <u>75</u>	佐賀	41 <u>又は</u> <u>91</u>
群馬	10 <u>又は</u> <u>60</u>	京都	26 <u>又は</u> <u>76</u>	長崎	42 <u>又は</u> <u>92</u>
埼玉	11 <u>又は</u> <u>61</u>	大阪	27 <u>又は</u> <u>77</u>	熊本	43 <u>又は</u> <u>93</u>
千葉	12 <u>又は</u> <u>62</u>	兵庫	28 <u>又は</u> <u>78</u>	大分	44 <u>又は</u> <u>94</u>
東京	13 <u>又は</u> <u>63</u>	奈良	29 <u>又は</u> <u>79</u>	宮崎	45 <u>又は</u> <u>95</u>
神奈川	14 <u>又は</u> <u>64</u>	和歌山	30 <u>又は</u> <u>80</u>	鹿児島	46 <u>又は</u> <u>96</u>
新潟	15 <u>又は</u> <u>65</u>	鳥取	31 <u>又は</u> <u>81</u>	沖縄	47 <u>又は</u> <u>97</u>
富山	16 <u>又は</u> <u>66</u>	島根	32 <u>又は</u> <u>82</u>		

別表2 都道府県番号表

都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード
北海道	01	石川	17	岡山	33
青森	02	福井	18	広島	34
岩手	03	山梨	19	山口	35
宮城	04	長野	20	徳島	36
秋田	05	岐阜	21	香川	37
山形	06	静岡	22	愛媛	38
福島	07	愛知	23	高知	39
茨城	08	三重	24	福岡	40
栃木	09	滋賀	25	佐賀	41
群馬	10	京都	26	長崎	42
埼玉	11	大阪	27	熊本	43
千葉	12	兵庫	28	大分	44
東京	13	奈良	29	宮崎	45
神奈川	14	和歌山	30	鹿児島	46
新潟	15	鳥取	31	沖縄	47
富山	16	島根	32		